

4 選定基準（法第35条の5第2項第4号）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準（以下、「選定基準」という。）を別紙4（P24）のとおり定める。

(1) 医療機関選定の基本的な考え方

傷病者の観察の結果、当該傷病者に適した区分に属する医療機関リストの中から最も搬送時間が短いものを選定することを基本とする。

(2) 輪番制との関係

重症度・緊急度の高い症例の傷病者については、「医療機関リスト」からの選定を優先し、輪番制を採用している地域においては、当番となっている医療機関を優先して選定する。

(3) かかりつけ医療機関等への搬送

上記(1)及び(2)において、傷病者にかかりつけ医療機関等がある場合で、傷病者又は家族等から、かかりつけ医療機関等特定の医療機関への搬送を依頼されたときは、傷病者の症状、病態、重症度及び搬送時間等を勘案し、救急業務を実施する上で支障がない限り、かかりつけ医療機関等へ搬送できるものとする。

(4) 応急処置を目的とした医療機関への搬送

傷病者に適した区分に属する医療機関へ直ちに搬送することが困難な場合には、当該傷病者の応急処置として「医療機関リスト」以外の医療機関へ搬送することができるものとする。

5 伝達基準（法第35条の5第2項第5号）

消防機関（救急隊）が搬送先として選定した医療機関に対し、傷病者の状況を伝達するための基準（以下、「伝達基準」という。）を次のとおり定める。

(1) 伝達する側（消防機関）と受ける側（医療機関）について

ア 伝達する側

傷病者の状況を伝達する消防機関側は、伝達を円滑に実施するため、救急医療に関する知識を持ち合わせている救急救命士や救急科

課程修了者が情報伝達にあたるものとする。

イ 受ける側

傷病者の状況の伝達を受ける医療機関側は、受入れの判断を行える医師等が直接対応できるよう努めるものとする。

(2) 消防機関が医療機関に伝達する事項

消防機関は、選定の根拠となった症状や医療機関リストの中から当該医療機関を選定した根拠等を優先して、わかりやすい言葉で伝達するものとする。なお、以下の全ての項目を伝達するのではなく、傷病者の状況に応じて必要な事項を選択し、簡潔にまとめて伝達するものとする。

〔伝達事項〕

年齢・性別	受傷機転	負傷部位
負傷者の状態（バイタルサイン）	主訴及び既往歴	病状程度
医療機関到着までの時間	その他医師が必要とする事項	

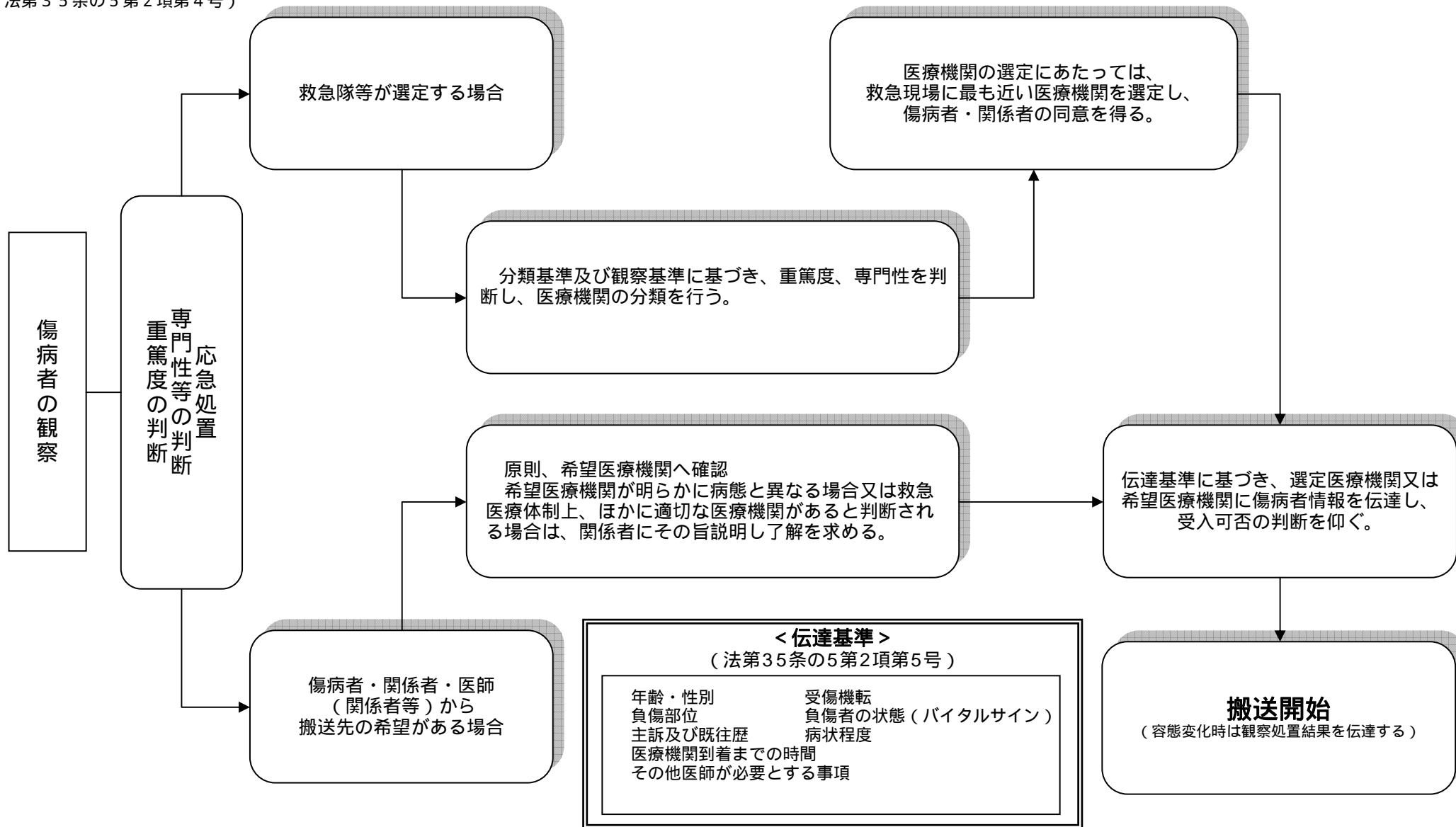
(3) その他注意事項

傷病者の状況を伝達するにあたっては、伝達基準に定めたものだけを伝達すれば良いというものではなく、現場の実情に応じて必要な情報を伝達するものとする。

医療機関選定基準及び伝達基準（法第35条の5第2項第4号・第5号）

<選定基準>

（法第35条の5第2項第4号）



<伝達基準> （法第35条の5第2項第5号）

年齢・性別	受傷機転
負傷部位	負傷者の状態（バイタルサイン）
主訴及び既往歴	病状程度
医療機関到着までの時間	
その他医師が必要とする事項	